

JR 東日本エネルギー開発株式会社「(仮称) 栗子山風力発電事業環境影響
評価方法書」に対する勧告について

令和 2 年 9 月 2 4 日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法第 4 6 条の 8 第 1 項の規定に基づき、(仮称) 栗子山風力発電事業環境影響評価方法書について、JR 東日本エネルギー開発株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第 3 項の規定に基づき、山形県知事及び福島県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：山形県米沢市
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：最大 34,000 kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 元年 7 月 2 日
環境大臣意見受理	令和 元年 9 月 1 3 日
経済産業大臣意見発出	令和 元年 9 月 2 6 日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 2 年 1 月 1 5 日
住民意見の概要等受理	令和 2 年 6 月 5 日
山形県知事意見受理	令和 2 年 7 月 1 0 日
福島県知事意見受理	令和 2 年 8 月 3 日
経済産業大臣勧告発出	令和 2 年 9 月 2 4 日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内
電話 0 3 - 3 5 0 1 - 1 7 4 2 (直通)

JR 東日本エネルギー開発株式会社「(仮称)栗子山風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 風力発電設備の稼働に伴う騒音については、スイッチュ音及び純音成分の発生状況の把握を適切に行うこと。
2. 動物に関する調査に当たっては、生息・採餌環境等を踏まえ、適切に調査点数の設定を行い、定性的、定量的な手法を適宜組み合わせ、予測及び評価を行うこと。
3. 哺乳類の調査について、樹洞性動物の棲息に適する樹洞が生じている可能性のある大径木の所在を確認すること。
4. 昆虫類の調査について、早春季の調査を追加すること。
5. 福島市側の国道13号が風力発電機の可視領域に含まれていることから、国道13号沿線の適切な地点に景観の調査地点を追加すること。

(山形県知事及び福島県知事からの意見書の写しを添付)